平成２４年（フ）第３８号
東京都中野区中野１丁目21―10―207
債務者　谷口　洋也
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９号
東京都練馬区下石神井４丁目12―29―105
債務者　志村ルミ子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６号
東京都江戸川区西葛西３丁目22―６―407
債務者　渡邉　榮子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７号
東京都江戸川区南小岩５丁目９―８―301
債務者　佐藤きよ子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９号
東京都大田区下丸子４丁目11―５
債務者　宮崎美津子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１号
東京都清瀬市旭が丘２丁目３―７―307
債務者　森田　貴尉
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４号
東京都葛飾区堀切４丁目61―18―202
債務者　稲葉　　茂
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６号
東京都羽村市玉川２丁目９―４―15
債務者　目谷　貴子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７号
東京都江東区亀戸７丁目39―１―503
債務者　中島　　威
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８号
東京都町田市小川４丁目19―６―102
債務者　小倉　貴郎
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３号
東京都新宿区市谷台町７―３―415
債務者　田原　　智
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７号
神奈川県伊勢原市下落合601―９
債務者　安齋　則子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９２号
東京都北区神谷２丁目32―２―303
債務者　西出　琴美（旧姓長嶋）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９３号
東京都足立区青井３丁目24―３―907
債務者　矢部　　学
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８号
東京都板橋区高島平２丁目28―２―618
債務者　岡　　清人
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２号
東京都豊島区西巣鴨１丁目３―17―306
債務者　宮本喜代重
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部